

■ (仮称) 保谷駅南口第1および第2有料自転車駐車が開設されます ■

保谷駅南口に24時間利用可能な、(仮称)保谷駅南口第1及び第2有料自転車駐車を開設します。第1有料自転車駐車場は一時利用専用(1回24時間・150円)第2有料自転車駐車場は定期利用専用(一般1か月・2千円、学生1か月・1千800円)となります。開設に伴い、定期利用専用の、第2有料自転車駐車場の申込受付を開始します。

開設予定日 12月末～平成19年1月初旬
 申込受付 12月26日(火)から
 受付場所 保谷駅北口第2自転車駐車場管理室(下保谷四丁目11番・地図参照)
 受付時間 午前6時30分～午後8時(12月31日正午から1月3日を除く)

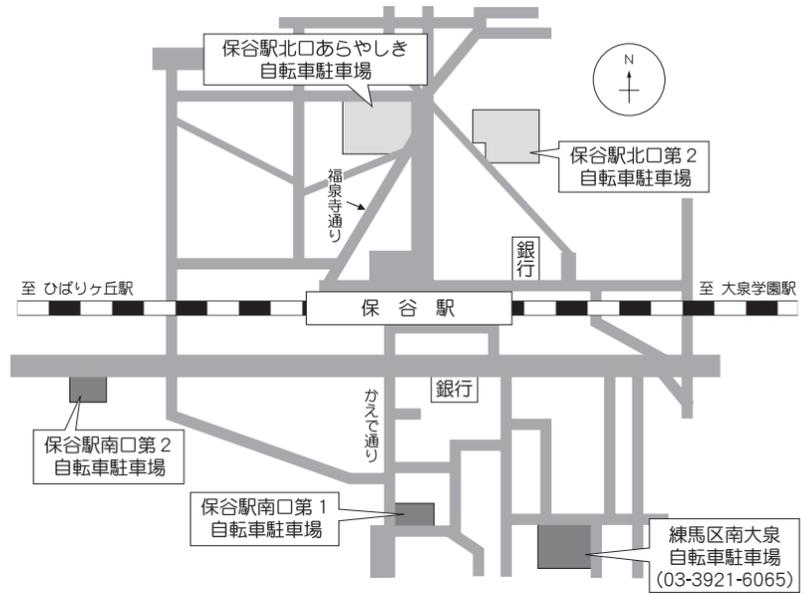
く) 受付方法 先着順(満車になり次第締切)
 学生の方は、学生証を持参してください。

締切後は、待機者名簿に記入のうえ空き待ちとなります。

利用申込手続きは、自転車駐車場の管理運営を行う(財)自転車駐車場整備センターが行いますので、申込および不明な点については、保谷駅北口第2自転車駐車場管理室(☎438・1723)へお問い合わせください。

なお、第2有料自転車駐車場定期利用料の助成制度があります。詳細につきましては、ホームページでご覧になれます。

交通計画課(☎☎内線2473)



■ 自転車駐車場を利用しましょう ■

自転車・原付バイクは、手軽で便利な交通手段として多くの方に利用されています。しかし、「ちょっとだけ」という安易な気持ちで歩道や道路に置いた自転車・バイクは、高齢者・障害を持つ方・子ども等、歩道を利用する方たちの通行の妨げになります。また、道路上では、自動車や緊急車両の通行の妨げになるばかりではなく、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。

通勤・通学・買い物などで自転車・原付バイクを駐車する時は、

利用者1人ひとりが責任をもって自転車駐車場を利用しましょう。

また、市では「西東京市自転車等の放置防止に関する条例」により、市内の各駅周辺を『自転車等放置禁止区域』に指定しています。駅周辺の放置自転車・原付バイクは撤去し、保管所に移送します。撤去した自転車等を返還する際は、撤去保管料として自転車は2千円、原付バイクは3千円を徴収します。

交通計画課(☎☎内線2473)

■ 保谷駅南口再開発事業に伴うお知らせ ■

保谷駅南口再開発事業は、現在2街区ビル建築工事を実施中で、交番東側に仮設道路の築造工事を行っています。

11月18日から、仮設道路への切り替えにより横断歩道・信号機の位置がかわりましたので、ご注意ください。

しばらくの間大変ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

再開発課(☎438-1711)

■ 飲酒運転を根絶しましょう ■

都内において、8月末までに飲酒運転による人身事故は、736件も発生し、20の方が亡くなっており、極めて憂慮される状況にあります。飲酒運転をなくすためには、市民の皆さん1人ひとりの協力が必要です。私たちのまちから、飲酒運転を追放しましょう。

飲酒運転に起因する交通事故

体に取り込まれたアルコールは、運動能力や判断力を鈍らせ車の運転に重大な影響を及ぼします。飲酒運転は、死亡事故や重大事故につながる非常に危険な運転行為です。

酒類提供飲食店の皆さんへ

来店客に自動車持ち込みの有無を必ず確認する等、声をかけて飲酒運転防止に配慮してください。

来店客が見える位置に「飲酒運転禁止」等の貼り紙をする等、飲酒運転防止を呼びかけてください。

自動車等での来店客には、タクシー、運転代行、家族への連絡等、飲酒運転防止措置に配慮してください。

来店客が飲酒運転した場合、酒類提供者が教唆・ほう助行為として刑事責任が問われます。

飲酒運転撲滅に向けてご協力をお願いします。

問合せ 田無警察署(☎467-0110)

交通計画課(☎☎内線2471)

■ ダイオキシン類夏季調査の報告です ■

市では、夏と冬にそれぞれ1週間、大気環境中のダイオキシン類を調査しています。今回は8月17日から8月24日にかけて行った夏季調査結果をお知らせします。冬季調査結果を含めた年間調査結果は、平成19年5月の市報でお知らせする予定です。

調査方法と地点 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(環境省編)に基づいて、別表の5か所を調査しました。

調査結果 ダイオキシン類調査結果は、別表の通り0.018～0.025pg-TEQ/立方メートルです。

環境基準は年平均0.600pg-TEQ/立方メートルですが、調査結果を環境基準と比較するには今回(夏)と次回(冬)の結果を平均する必要があります。

環境保全課(☎☎内線2213)

測定期間... 8月17日～24日

調査地点	毒性等量 pg-TEQ/m ³
青嵐中学校	0.021
東伏見小学校	0.018
保谷庁舎	0.021
谷戸小学校	0.025
田無第一中学校	0.020
(参考)環境基準	0.600

変わります! あなたの市民税・都民税

Q どうして変わるの?

A より身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われるからです。

今までは、国に納められた税額の一部が国庫補助金として地方に配分されてきました。しかし、「地方でできることは地方に」という方針のもとに進められてきた三位一体の改革により、補助金の一部が廃止され、代わりに所得税の税額の一部を直接市民税・都民税に移し変えることとなりました。このことにより、地方団体が国に頼ることなく自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任で、より効率的に行えるようになります。

平成18年度までは経過措置として、市民税・都民税はそのまま、所得税の一部が所得譲与税として市の歳入となっていました。平成19年度からは税源移譲が本格的に実施されることとなります。

市民税課(☎☎内線1321～1328)

